

損傷の修理に関する事項

改正規則

鋼船規則 B 編

改正事項

損傷の修理に関する事項

改正理由

2011 ESP コード(その後の改正を含む)には, 強化された検査プログラム(Enhanced Survey Programme)が適用となるばら積貨物船及び油タンカーの検査の要件が規定されており, 損傷が発生した場合の修理に関する要件も規定されている。同要件では, 損傷を修理するための適切な設備が無い場合や, 当該損傷が船体構造の健全性に影響を与えるものではなく, 局所的である場合などには, 期限付きで仮修理を認める場合があることが規定されている。同様の要件は, 同じく検査の要件を定めた IACS 統一規則 Z7 シリーズ及び IACS 統一規則 Z10 シリーズにも規定されている。

このため, 損傷の修理に関する要件を明記すべく, 関連規定を改めた。

改正内容

仮修理を含めた損傷が発見された場合の修理に関する規定を明記した。

改正条項

鋼船規則 B 編 1.4.4